

刈谷市公正入札調査委員会要領

(設置)

第1条 刈谷市が行う競争入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して、的確な対応を行うため、刈谷市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公正取引委員会への対応に関すること。
- (2) 事情聴取に関すること。
- (3) 入札の延期、中止及び無効に関すること。
- (4) 契約の解除に関すること。
- (5) その他入札談合の対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長及び委員で組織する。

(職務)

第4条 会長は、副市長とし、会務を総理する。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務部長
- (2) 入札談合に関する情報に係る工事を所掌する工事担当部長及び工事依頼部長
- (3) 契約検査課長

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて、随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、会長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(委任)

第7条 その要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

刈谷市公正入札調査委員会要領の運用

(公正取引委員会への対応)

第1条 入札執行前に談合情報を把握した場合の事務の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会は、事務局から談合情報報告書(様式第1号)により報告を受けた後、直ちに審議をし、談合情報報告書の写しにより通報すること。
- (2) 刈谷市公正入札調査委員会要領(平成7年7月20日施行。以下「公正入札要領」という。)第2条第2号の規定による事情聴取を行った場合は、事情聴取書(様式第2号)の写しを送付すること。
- (3) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められた場合は、刈谷市契約規則(昭和40年規則第10号)第17条の規定を適用し、入札を中止した旨を通報すること。
- (4) 談合の事実が認められなかった場合は、入札参加者から誓約書(様式第3号)を徴し、くじ引きにより最大2分の1に入札参加者を減らして入札をすることができるものとし(この場合、刈谷市工事請負業者選定要領第3条に規定する発注基準による業者数を下回ってもやむを得ないものとする。)、その写し及び入札執行調書の写しを送付すること。
- (5) 全ての入札参加者に対し、第1回の入札前に工事内訳書を提出するように要請すること。なお、内訳書の確認により、談合の事実が認められた場合には、本条第3号により、談合の事実が認められなかった場合には、本条第4号によること。

2 入札執行後契約締結以前に談合情報を把握した場合の事務の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会は、事務局から談合情報報告書により報告を受けた後、直ちに審議をし、談合情報報告書の写しにより通報、併せて入札執行調書の写しを送付すること。
- (2) 公正入札要領第2条第2号の規定による事情聴取を行った場合は、事情聴取書の写しを送付すること。
- (3) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められた場合は、刈谷市契約規則第12条第3号の規定を適用し、入札を無効とした旨を通報すること。
- (4) 談合の事実が認められなかった場合は、入札参加者から誓約書を徴し、その写し及び入札執行調書の写しを送付すること。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合の事務の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会は、事務局から談合情報報告書により報告を受けた後、直ちに審議をし、談合情報報告書の写しにより通報、併せて入札執行調書の写しを送付すること。
- (2) 公正入札要領第2条第2号の規定による事情聴取を行った場合は、事情聴取書の写しを送付すること。

- (3) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められた場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。契約を解除した場合は、その旨を通報すること。

(事情聴取の方法)

第2条 談合情報報告書が提出されたときに、次の各号に規定することがらのうちいずれかが明らかな場合は、事情聴取を行うこととする。

- (1) 関与したとされる業者名又は落札予定とされる業者名
- (2) 談合の日、場所及び方法
- (3) 設計金額に近い落札予定金額の提示
- (4) その他当事者でなければ知りえない情報

2 事情聴取は、委員会の委員により行うこと。

3 事情聴取は、事情聴取の対象者全員に「公正入札に関する理由説明会の開催について（通知）」（様式第4号）を送付し、1社ずつ聞き取りを行うこと。

4 聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

(その他)

第3条 委員会は、談合情報を把握した場合は、市長に報告すること。

談 合 情 報 報 告 書

刈谷市公正入札調査委員会

担当課

下記のとおり報告します。

記

情報を受けた日時	年 月 日 () 午前・後 時 分		
工 事 名			
入 札 (予 定) 日	年 月 日 ()		
情 報 提 供 者	<input type="checkbox"/> 情報機関	役 職	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	氏 名	
情 報 手 段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 報道		
情 報 内 容	① 関与した業者、落札予定業者名 ② 談合の日、場所、方法 ③ 落札予定金額 ④ その他当事者でなければ知りえないもの		
応 答 の 概 要			
当 該 案 件 問 合 せ 先			
受 信 者			

事 情 聴 取 書

工 事 名			
業 者 名		事情聴取を受	
		け た 者	
日 時	年 月 日 () 午	前	時 分
場 所			
質 問	聴 取 内 容		
<p>1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。</p> <p>3 あったとすれば、どの様な内容の打合せ、又は話し合いでしたか。</p>			

誓約書

今回の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、刈谷市工事関係入札心得書第16条第4号に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守し、併せてくじを引き入札に参加することができなくても、異議申立てをしないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

年 月 日

刈谷市長

住所

会社名

代表者名

㊟

様式第4号（運用第2条関係）

年 月 日

様

刈谷市長



公正入札に関する理由説明会の開催について（通知）

下記のとおり、出席してください。

記

日	時	年	月	日（ ）午	前 後	時	分
場	所						
出	席	者	理由説明内容の分かる者で2名以内				
対	象	工	事	名			
理	由	説	明	内	容		